

平成29年7月31日  
神戸税関業務部

関係者各位

## お知らせ

### 冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の発動について

関税暫定措置法第7条の5第1項（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）に規定する冷凍牛肉については、本年4月1日から同年6月30日までの輸入数量が、同項第1号に規定する輸入基準数量を超えたため、同項の規定に基づき、本年8月1日から平成30年3月31日までの間、EPA税率の適用を受けない冷凍牛肉について、下記の通り関税の緊急措置が発動されることとなりました。

つきましては、下記内容を参照のうえ適正な輸入申告をされますようお願いいたします。

なお、本件に関し不明な点がありましたら、最寄りの税関窓口又は業務部通関総括第1部門宛照会願います。

### 記

#### 1. 対象物品及び税率

○対象物品：冷凍牛肉（EPA税率の適用を受けないもの）

（0202.10-000、0202.20-000、0202.30-010、0202.30-020、0202.30-030、  
0202.30-090）

○関税率

【発動前】38.5%（暫定税率） → 【発動後】50%（基本税率）

※EPA税率の適用を受ける冷凍牛肉（オーストラリア、メキシコ又はチリを原産とする牛肉）については、これまでと同様にEPA税率を適用。

#### 2. 適用するNACCS用品目コード

当該物品に係るNACCS用品目コードの変更等については、NACCSセンターHP中のNACCS掲示板をご確認下さい。

本件に関する照会先

業務部通関総括第1部門

電話番号078-333-3086